

整理番号 /

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 杉山 淳)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・業務請託費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	名古屋市で開催の会議へ参加し、ふるさと納税についての調査		
年月日	2019年5月9日~令和 年 月 日	金額	11,040円

目的	制度改正に伴う「ふるさと納税」に関する各県各市の対応の調査。
使途	交通費(静岡→名古屋経由→金山までの往復)
政務活動・ 県政との 関連性	所属予定の総務委員会の大きな課題、 今年度総務省政令の改正による制度改正があり、自治体の対応が注目されている。制度の 特徴点を把握し、よいものは静岡県でも取り入れていくよう提言する。

《領収書貼付枠》

静岡→名古屋経由→金山までの往復の交通費

ハウマツチ
HOWMUCH
金券屋

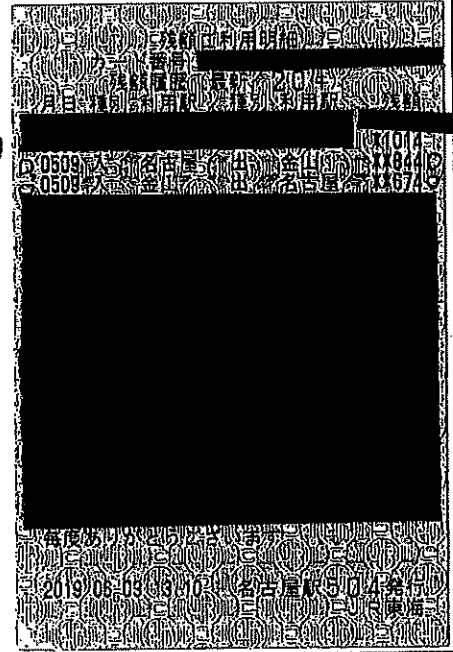
金券屋ハウマツチ 静岡駅南口店
静岡市葵区黒金町55
TEL:(054)282-4443

領収書

2019年05月09日(木) 15:01

特 S→N 9	1	2,420
特 N→S 10	1	2,420
普通 名古屋③	2	2,990
普通 焼津	2	5,860
普通 焼津-安城	2	
普通 安城-名古屋	2	
合計	4	10,700
お預り		11,600
お支払い		900

担当: [] 店頭
取引先: 0



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に該当	11,040円	100%	11,040円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>2019年5月21日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 杉山淳</p>						
目 的	ふるさと納税の制度改正の影響と各県各市の動きの調査依頼、新制度の学習 県議会議員として対応が必要なことの有無の把握					
年 月 日	2019年5月9日 15時から17時					
場 所	全労済金山会館・ワークライフプラザれある 5階会議室					
内 容	<p>1 行程 静岡→名古屋(乗り換え)→金山(会場)→名古屋→静岡</p> <p>2 対応者 原田(三重県)、足立(豊田市)ほか</p> <p>3 聴取内容 地方財政の財源確保としてのふるさと納税ですが、静岡県内では返礼品を地場産品ではなくギフト商品とし、今回国から制裁を受けていた小山町、また力を入れ多くの寄付を集めている焼津市、藤枝市、西伊豆町などでふるさと納税が盛んに行われています。さらに地元の新聞でも大きい扱われています。他県ではどのような状況なのか。 まだ、新制度への対応については情報を把握できていない。 今後、それぞれの支援の県議会議員を通じて、状況把握していくことを確認しました。</p> <p>4 県政への反映 県議会総務委員会で静岡県内の状況を質問し、各自治体の対応を含めて直近の状況を正確に把握する。 特に、ふるさと納税の新制度への対応で特徴点について、把握し情報発信していく。問題点についても確認していく。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 2

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

774 - 001

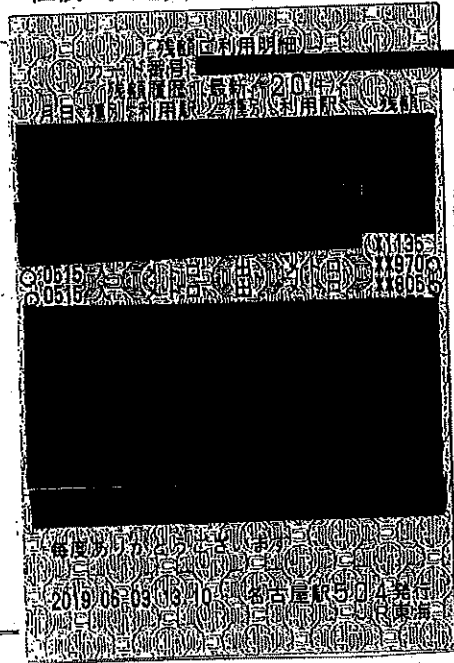
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 杉山 淳)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第30回「地方×国」政策研究会		
年月日	2019年5月15日～令和 年 月 日	金額	15,030円

目的	新人議員への研修の一環として参加し、学習する
使途	交通費(静岡→東京経由→国会議事堂前までの往復)、参加費
政務活動・ 県政との 関連性	新人議員としての議会に臨む前に、地方議会の役割・方向性についての学習、先輩の議員から行政との向き合い方などの他県の事例を参考に今後の活動に活かしていく。また、地方議会の役割と議会改革の必要性についても学習する

《領収書貼付枠》

静岡→東京経由→国会議事堂前までの往復の交通費 13030円
参加費 2000円



領収書-No 9
窓口-No 1
領 収 書

金額 ￥12,700円
[消費税等込み]
但し、乗車券類代金として
上記金額確かに領収致しました
2019年5月15日
株式会社ソレイール東海ツアーズ
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき京橋
税務署へ

静岡支店 担当者 [Redacted]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に該当	15,030円	100%	15,030円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

地方×国政策研究会

領収証

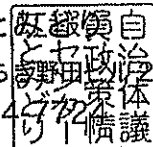
杉山 淳 様

2,000 円

但し 政策研究会参加費として

2019年5月15日

自治体議員政策情報センター 虹と野田
〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつら
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724



決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>2019年5月21日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 杉山淳</p>						
目 的	第30回「地方×国」政策研究会への参加					
年 月 日	2019年5月15日					
場 所	参議院議員会館B107					
内 容	<p>1 行程 静岡→東京（乗換）→国会議事堂前（会場）→東京→静岡</p> <p>2 応対者 主催者 自治体議員政策情報センター虹とみどり</p> <p>3 聴取内容 メイン 「地方議会の議会改革の到達点と課題」 講師 江藤俊昭さん（山梨学院大学法学部教授）による同題の講演 地方議会は質問しているが、議員相互の議論をしておらず本来の役割を果たしていない。 長野県飯綱町の政策サポーター制度や愛知県犬山市の市民フリースピーチ制度など市民参加の取組などを学習 地方議員は、多額の予算を決定する責任があるのに、行政側の追認機関となっている。 サブ 地方議会の役割についての学習 先輩の議員、元首長からのアドバイス（行政側との関わり方など）</p> <p>4 県政への反映 講演の中で触れられた、行政側から「検討します」などの回答があった場合に次の議会で必ずその後の検討状況を確認する質問をすることなどで、一過性の質問に終わらせないことから始めていきたい。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 3

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・杉山 淳)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	自治体議員政策情報センター年会費 (2019年度分)		
年月日	2019年5月15日~令和 年 月 日	金額	18,333円

会の趣旨・目的	「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。(運営規則第2条)
会の活動内容等	(1) 政策研究および政策提言活動、(2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム、(3) 研究紙・誌等の発行、(4) 研究集会・地方-国政策研究会の開催、(5) メールリングリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信 など
政務活動・県政との関連性	学習した内容や知りえた情報を議会質問県政全般に反映させる。地方議員として行政との向き合い方などの他県の事例を参考にして、今後の活動に活かしていく。

領収証

杉山 淳 様 No. _____

金額 20,000

収 入 印 紙

内 訳 現金 2019年 5月 15日 上記正に領収いたしました

手形 /

消費税額等(%)

〒700-0971 岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2F TEL 086-244-7723・FAX 086-244-7724

虹報員自治体政策情報センター 虹とみどり

※ 添付書類：団体の会則、事業概要・その他 () 任期前のYA分を除く請求する。
20,000円 × 1/2A = 18,333円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	18,333円	100%	18,333円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

自治体議員政策情報センター 虹とみどり 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」(以下、「情報センター」とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・首長、または自治体議員や首長になろうとする市民は党籍を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会費は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第6条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提言活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究集会・地方・国政策研究会の開催
- (5) メールリングリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体調査活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集会

第12条 利用会員集会を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集会は研究集会と同時に開催することを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集会において事業方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および改廃については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条(2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724
jichitagitlinjohou[a]gmail.com (メール送信の際には[a]を@に変更ください)

会員

虹とみどりでは、活動趣旨に賛同いただける方の入会をお待ちしております。会員には利用会員とメーリングリスト会員があります。

- ・ 利用会員 (会費: 年20,000円 / 小規模自治体の市議、町村議員、市民は5,000円)
 - 地方×国政策研究会への参加無料
 - 情報交換用メーリングリストへの参加
 - 年2冊の資料集の配布
 - 随時の資料提供と相談受付
- ・ メーリングリスト会員 (会費: 年5,000円)
 - 情報交換用メーリングリストへの参加

入会方法

理念や運営規則をお読みいただき、賛同いただける方は下記の事項を郵送、ファックス、またはメールにて事務局までお送りください。

お申し込み記載事項

- ・ 自治体議員政策情報センター「虹とみどり」に参加します。
- ・ 参加の種別(どちらかを選択してください)
 - 年20,000円の利用会員
 - 年5,000円のメーリングリスト会員
- ・ 名前
- ・ 連絡先住所
- ・ 電話番号(携帯電話可)
- ・ FAX番号
- ・ Eメール

お申し込み先

〒700-0971

岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

FAX: 086-244-7724

メール: jichitaigiinjouhou[a]gmail.com (メール送信の際には[a]を@にご変更ください)

整理番号 4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 杉山 淳)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	福島原発震災情報連絡センターの第9回総会及び被災地スタディツアー		
年 月 日	2019年5月16日～ 5月17日	金 額	41,960 円

目 的	原発震災がもたらした影響と今もって地域生活がどのようにになっているか、現地に行くことにより、	
使 途	交通費(静岡→東京経由→湯本駅・泉駅までの往復)と宿泊料金 (飲み物代)、参加費	
政務活動・ 県政との 関連性	福島県と同じ原発立地県の防災で、平時から防災、減災に役立つことなど被災地の方から直接聞く機会に参加し、貴重な意見、考えを学び、今後静岡県での防災減災についての議会・委員会などでの質問に反映する。	

領収書貼付枠

静岡→東京経由→湯本駅・泉駅までの往復の交通費 23960 円

宿泊料金 (飲み物代) 14000 円、参加費、資料代 (機関紙料) 4000 円

領 収 書

金額 ￥23,960円
「消費税等込み」

領収書№ 10
窓口№ 1

但し、乗車券類代金として

上記金額確かに領収致しました

2019年 5月15日
株式会社ジェイアール東海ツアーズ
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき京橋
税務署承認済

静岡支店 担当者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に該当	41,960 円	100%	41,960 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

杉山淳 様

金額 3000 円

但 機関紙購読料として
上記正に領収いたしました

2019年5月18日

福島原発震災情報連絡センター
東京都江東区大島9-4-2-1207

← 総会研修の資料として
領収されたもの。

領収書

杉山淳 様

金額 1000 円

但 研修費として
上記正に領収いたしました

2019年5月16日

福島原発震災情報連絡センター
東京都江東区大島9-4-2-1207

領収書

杉山淳 様

金額 ￥2,000-円

但 食事等のみ物代 として
上記正に領収いたしました

2019年5月16日

福島原発震災情報連絡センター
東京都江東区大島9-4-2-1207

↑ 懇親費

← 宿泊代 (1泊2食分)

領収書控え

(文字不鮮明)

但 御宿泊代
御食事代として

領収印(印行)
1.5.16

領収書 No. 杉山淳 様

金額 ￥2,000-円

但 御宿泊代、御食事代として
上記正に領収いたしました

元禄彩雅園 古川 明子
〒145-0091 東京都江東区大島9-4-2-1208
TEL (0246) 43-2191
FAX (0246) 43-3734

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>2019年5月21日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 杉山淳</p>						
目的	福島原発震災情報連絡センター 第9回総会&スタディツアー					
年月日	2019年5月16日～17日					
場所	いわき湯本温泉 古滝屋					
内容	<p>1 行程 静岡→東京(乗換)→湯本駅(会場)→スタディツアー(福島第1原発周辺) →泉駅→東京→静岡</p> <p>2 応対者 主催者 福島原発震災情報連絡センター</p> <p>3 聴取内容 1日目の総会研修 3人の方から提起・報告を受けました 報告1.除染廃棄物処理。[](放射能ごみ焼却を考える福島連絡会) 除染での放射性廃棄物が中間処理業者に渡ったあと、追跡調査がなされておらず、最終的にどう処理されているのかがわからない。 報告2.原発内での労働災害、過労死裁判。裁判原告の家族 防護服、全面マスクのまま福島第1原発内で車両整備に従事していた[]さんが倒れ、死亡した(2017年11月)。倒れた直後に救急治療室(ER)に責任者がいなかったためにすぐに運び込めなかったこと、過酷な残業実態があったことから労災認定を受けたこと。死亡当日東電は作業と因果関係なしと記者会見、家族は不誠実な東電と元請けを相手に状況確認と再発防止を目的に裁判闘争中。労災認定は、2012年に御前崎市から福島第1原発に働きに行き死亡した[]さんに継ぐ2例目。 報告3.福島県漁業の現状、漁連の苦悩。野崎哲さん(福島県漁連会長) 福島県漁連会長から、福島漁民の苦悩、試験操業の状況、港での厳しい検査、イオンの販路協力などの話を聞くことができました。</p> <p>4 県政への反映 原発震災では現地に来ないと知ること、聞くことができないことが多いと感じました。除染の際発生している放射性廃棄物問題は今後も確認していきたい。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

福島原発震災情報連絡センター 第9回総会&被災地スタディツアー

◆日程 5月16日(木)~17日(金)

◆会場 いわき湯本温泉 古滝屋

◆内容

【5月16日】

10:30~12:00 事務局会議(事務局スタッフのみ)

12:30 受付開始

13:00~14:20 総会

14:30~17:00 総会研修

(1)報告:除染廃棄物の処理、焼却と再利用問題:60分(40分+質疑20分)

■■■■■さん(放射能ゴミ焼却を考える福島連絡会)

(2)報告:福島第一原発過労死裁判:30分(20分+質疑10分)

裁判原告(ご遺族)

(3)報告:福島県の漁業の現状と汚染水問題:60分(40分+質疑20分)

野崎哲さん(福島県漁業協同組合連合会会長)

18:00~20:00 夕食懇親会

【5月17日】

8:00~11:30 富岡町~大熊町視察(マイクロバス)

*ガイド:木橋ますみさん(大熊町議会議員)

* 定点観測を軸に、オリンピック対応や帰還促進下の現状を探る

・大熊町:復興再生拠点、大熊町役場など

・富岡町:避難指示解除区域、東京電力廃炉資料館など

11:45~12:30 昼食 久之浜『くさの根』

13:00~14:00 いわき放射能市民測定室たらちね

ラボとクリニック、アトリエの見学、海洋調査・甲状腺検診・保養

14:30 ごろ解散 JR 泉駅発特急ひたち乗車

↑
こまめに参加し、帰途についた。

整理番号 5

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

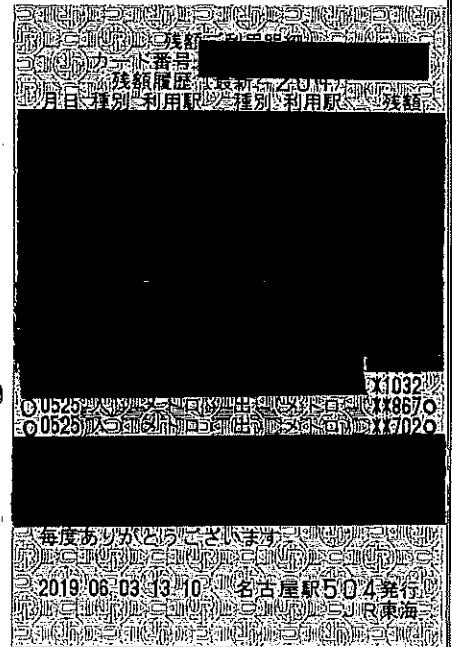
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 杉山 淳)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	国会図書館での漁業法改正、水道法改正の関連資料の入手		
年月日	2019年5月25日～令和 年 月 日	金額	8,710円

目的	国会図書館の利用
使途	交通費(静岡→東京経由→国会議事堂前までの往復)、参加費
政務活動・ 県政との 関連性	地元要望に関連する資料を集め、漁業法、水道法改正の問題点を把握し、問題点については、議会・委員会等の質問に反映する。

《領収書貼付枠》

静岡→東京経由→国会議事堂前までの往復の交通費 8710円



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に該当	8710円	100%	8710円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

2019年05月24日(金) 15時28分

支払者：杉山 淳

様

ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。

金額 5,350 円

上記金額正に領収致しました。
但し、チケット代として

金券屋ハウマッチ
静岡駅南口店
静岡市葵区黒金町55
Tel: 054-282-4443

領 収 証




様 2019年 5月 24日

¥ 3,030 -

JR代金として

静岡県職員組合売店旅行部 (株)サンコートラベル
静岡県静岡市葵区追手町 9-6 054-275-0015

支払者：杉山 淳

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p style="text-align: right;">2019年5月27日</p> <p style="text-align: center;">会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 杉 山 淳</p>						
目 的	国会図書館の利用登録 国会図書館での漁業法改正、水道法改正の関連資料集め					
年 月 日	2019年5月25日 13時から16時					
場 所	国会図書館					
内 容	<p>1 行程 静岡→東京（乗り換え）→国会議事堂前（国会図書館・会場）→東京→静岡</p> <p>2 応対者 国会図書館職員</p> <p>3 行動内容 国会図書館での利用登録と資料集め、 先の国会での漁業法改正は、真に漁業を続けて者は保護され、半農半漁などで漁業権を長年保有しているが、漁業をほとんど行っていない方については、新規に漁業権取得を希望する者が出た場合、漁業権を失う可能性がある」と説明されていますが、与党の強行採決で成立した改正案のため、そのことで強行採決をなぜしたのか、あまり報道されておらず、何か資料が入手できないか、国会図書館で資料集めを行った。土曜日であまりにも利用者が多く、十分な資料集めができなかった。水道法改正については情報収集できなかった。</p> <p>4 県政への反映 説明されている法改正どおりならば問題はないが、強行採決法案であることを考えれば、問題がある可能性も否定できない。県内漁業者への影響がどの程度あるのか、情報収集を議員としても行い、影響があれば県の担当課に対応を要請依頼していく。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 5月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・杉山 淳)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	2019年5月14日	2019年5月28日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	3000

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 杉山 淳 ⊕

《領収書貼付枠》

2019年5月14日 3000円、2019年5月28日 3000円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6000円	1/2	3000円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す

KYGNUS
納品書 (領収書)

キグナス石油販売
セルフ小黒SS
静岡県静岡市駿河区豊田1-1-1
TEL:054-202-7227

2019/05/14(火)16:00 2019/05/14

5077/KC(1) 様
売上 楽天カード

2198 020100
キグナスガソリン ¥3000
21.13L,コ @142 L-3 P-3
(内消費税 @53.8 ¥1137)
値引き券適用(C00014)

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥222)

承認No. 一括
支払方法 一括
初 OK
端末処理番号 24737

※本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願い致します。

No.9071

担当:

KYGNUS
納品書 (領収書)

キグナス石油販売
セルフ小黒SS
静岡県静岡市駿河区豊田1-1-1
TEL:054-202-7227

2019/05/28(火)08:52 2019/05/28

5077/KC(1) 様
売上 楽天カード

1069 020100
キグナスガソリン ¥3000
21.13L,コ @142 L-3 P-3
(内消費税 @53.8 ¥1137)
値引き券適用(C00014)

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥222)

承認No. 一括
支払方法 一括
初 OK
端末処理番号 26018

※本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願い致します。

No.7220

担当: